

## 吉川市防犯カメラの設置及び運用に関する規則

### (目的)

**第1条** この規則は、市が設置する防犯カメラの設置及び運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防犯カメラの設置及び運用については、この規則に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の定めるところによる。

### (定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防並びに犯罪及び事故発生後の検証を目的として設置され、特定の場所を記録するカメラ及び関連機器で構成されたものをいう。
- (2) 街頭防犯カメラ 道路、公園その他の公共の場所を記録する防犯カメラ（主として市が所有し、使用し、又は管理する施設（その敷地を含む。）を記録する防犯カメラを除く。）をいう。
- (3) 画像 防犯カメラによって撮影され、及び記録された画像で個人情報（法第2条第1項に規定する個人情報をいう。）が含まれるものをいう。

### (設置場所等)

**第3条** 防犯カメラは、その設置目的を達成するため必要と認められる場所に設置するものとし、撮影範囲は、目的と照らし合わせて必要最小限となるよう努めるものとする。

2 街頭防犯カメラの設置場所の選定に当たっては、市の機関（吉川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年吉川市条例第25号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）は、市を管轄する警察署と協議するものとする。

3 市の機関は、街頭防犯カメラを設置しようとするときは、あらかじめその設置をしようとする場所に係る自治会（町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）その他関係機関の意見を聴かなければならない。

### (設置等の告示)

**第4条** 市の機関は、防犯カメラを設置しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項（街頭防犯カメラにあつては、第2号から第6号までに掲げる事項）を告示しなければならない。告示した内容を変更するときも、同様とする。

- (1) 防犯カメラを設置する施設

- (2) 防犯カメラを設置する場所
- (3) 防犯カメラの設置目的
- (4) 防犯カメラの設置日及び記録開始日
- (5) 画像の保存期間
- (6) 管理責任者の職

2 市の機関は、設置した防犯カメラを廃止したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(周知)

**第5条** 市の機関は、防犯カメラが作動中である旨を施設入口又は防犯カメラ付近に掲示し、防犯カメラが設置されていることを周知するものとする。

(画像の保存期間)

**第6条** 画像の保存期間は、防犯カメラの設置目的に応じ、必要最小限の期間としなければならない。

(管理責任者)

**第7条** 防犯カメラの適正な運用及び維持管理を図るため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、条例第4条に規定する個人情報保護管理責任者に該当する者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、防犯カメラで撮影した画像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他画像の適正な管理のため必要な措置を講ずるものとする。

(指定管理に伴う措置)

**第8条** 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、当該公の施設の管理に関し、この規則の規定による防犯カメラの設置及び運用に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(吉川市旅券窓口防犯カメラの運用に関する規則の廃止)

- 2 吉川市旅券窓口防犯カメラの運用に関する規則（平成25年吉川市規則第34号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、現に設置されている防犯カメラについての第4条前段の規定の適用については、「あらかじめ」とあるのは、「この規則施行後速やかに」とする。